

持続可能な医療提供体制の構築等に係るコンサルティング業務委託 仕様書

1 目的

適切な医療提供体制の構築に向けて、医療機能の分化・連携を促進するため、広島県内の7圏域^{※1}に設置された「地域医療構想調整会議」において、各医療機関の病床の機能や将来担うべき役割などの議論が進められている。

人口減少などの要因から医療需要に大きな変化が見込まれる特定の地域について、中核的な医療機関の経営改善及び周辺医療機関との機能の分化・連携に係る分析及び提案を行うことで、議論をより活発化し、医療機関の自主的な取組を促すとともに、地域の実態に即した持続可能な医療提供体制を構築することを目的とし、コンサルティング業務を実施する。

※1 「圏域」…二次保健医療圏（広島県地域医療構想における構想区域）

2 委託業務名

持続可能な医療提供体制の構築等に係るコンサルティング業務

3 業務委託期間

契約締結日～令和8年3月31日

4 業務の概要

医療需要に大きな変化が見込まれる区域^{※2}（県が選定する1区域）の現状分析を行うとともに、将来の医療需要等に基づき区域内で必要となる医療機能の分析並びに持続可能な医療提供体制の構築に係る提案及び実行支援

※2 「区域」…広島県内市町の行政区域

5 検討項目等

(1) 持続可能な医療提供体制構築に係る提案業務（1区域）

県が指定する区域における持続可能な医療提供体制を構築するために必要となる取組案の検討及び同取組案を実施する上での課題を整理する。

ア 持続可能な医療提供体制を構築するために必要となる取組案に係るメリット・デメリットの整理

- ✓ 効果（患者・医療従事者・地域医療などの視点）、立地場所、実施する上で必要となる諸条件、区域内外の医療機関間の機能分化・連携などの選択肢の組み合わせによるメリット・デメリットの整理
- ✓ 持続可能な医療提供体制を構築するために必要となる経営改善のための取組案（収支改善、人員確保、行政との連携、経営体制の見直し等）の検討並びにメリット・デメリットの整理

イ 環境及び効果分析

- ✓ 対象区域内の医療機関を取り巻く外部環境分析
- ✓ 区域内において中核機能を担うと想定される医療機関（以後、「中核医療機関」と表記。主として1～2医療機関を想定）に係る内部環境分析

- ✓ 取組案実施後の区域内医療機関が担う診療機能及びポジショニング等の整理
- ウ 最適な取組案の検討及び実現に向けた課題の整理
 - ✓ 持続可能な医療提供体制を構築するために必要となる中核医療機関の経営力強化に向けた取組案（運営形態、医療機能、人員配置、診療科、施設・設備、ガバナンス、患者推計、収支見込など、複数の選択肢の中から意思決定をする上で必要となる要素の整理を含む。）の提案
 - ✓ 最適な取組案の実現に向けたロードマップの作成など
- エ 中核医療機関の概要整理
 - ✓ 診療領域
 - ✓ 事業収支状況
 - ✓ 人的資源（職種別人員、給与水準）

(2) 持続可能な医療提供体制構築支援業務

(1)ウにおいて示された取組案を採用した場合の影響について、簡易シミュレーションを実施する。

- ア 中核医療機関が担うべき機能
 - ✓ 主たる診療科、病床数、病床種別
- イ 中核医療機関において想定される患者属性、容態
- ウ 中核医療機関における人員体制、人件費水準
 - ✓ 職種別人員数
 - ✓ 平均給与水準
- エ 取組案実施後の区域内の医療提供体制の在り方
- オ 取組案実施後の中核医療機関における収支シミュレーション
- カ エ及びオを踏まえた今後あるべき中核医療機関の経営体制
- キ 取組案の実施に伴う課題と解決方法（取組案を実施することにより中核医療機関において対応できなくなる診療項目、医療機能の分化・連携によって区域内の医療連携体制に生じるデメリット及びこれらの課題を解決するために必要となる区域外医療機関との連携など）
- ク 取組案の実施に要する費用及び財源

(3) 関係者間協議支援

取組案を実施するために必要となる関係者（周辺医療機関及び市町等）との協議を支援する。

- ア 関係者間の合意形成支援
 - ✓ 取組案の実施に必要な関係者間の合意形成を支援
- イ 協議の場運営支援
 - ✓ (1)及び(2)によって作成した資料を活用した協議の場の運営支援（関係者間での合意形成に必要な要素（運営形態、新たな医療機能、人員配置、診療科、施設・設備、区域内外の医療機関との機能分化・連携など）の提案等）
 - ✓ 選択した取組案の実現に向けたロードマップの作成
- ウ 中核医療機関関係者との意思決定支援
 - ✓ 経営層・職員・関係団体との調整、ディスカッション
 - ✓ 検討会議の開催支援

6 業務処理の注意事項

実施に際しては、広島県地域医療構想を十分に理解し、地域医療構想に資する医療機能の適正配置及び持続可能な医療提供体制を構築するための支援を行うこと。

また、業務の遂行に際して、県との連絡調整を十分に行うとともに、次の点に留意し、円滑に業務を実施すること。

(1) 定期報告

委託契約締結後は、定例会議（月 1 回程度を想定）を開催し、必要に応じ提案内容、調査分析内容等を説明すること。

(2) 会議への出席

本業務は、区域の医療需要や医療機関経営の実態を踏まえた検討が必要であることから、求めに応じて、区域を包括する圏域が開催する地域医療構想調整会議や医師会関係者・医療機関経営者等との意見交換の場など（県内で 2 回程度を想定）に出席すること。

(3) 成果物の提出

報告書（電子データを含む）

ア 冊子（A4 カラー版）：5 部

イ 調査・分析に使用した資料

ウ 電磁的記録媒体（DVD 等）：1 部

7 留意事項

(1) 機密の保持

受託者は、業務の実施に伴い知り得た県及び関係機関の機密情報並びに業務の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(2) 業務内容の変更

業務の実施過程において、本仕様書の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者と協議の上、仕様を変更する場合がある。

(3) 再委託

受託者は、業務の一部を委託することができるが、その場合は再委託先ごとに、再委託先の概要及びその体制と責任者、業務の範囲、再委託を行う理由、予定金額を明記したものを事前に書面で報告し、県の了解を得なければならない。

(4) 費用負担

契約の締結、業務の遂行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、全て受託者の負担とする。

(5) 疑義

この業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、県と受託者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。

(6) 業務に係る資料及び成果物の著作権について

業務において、受注者が作成した資料及び 6 (3) の成果物の著作権については、業務期間終了後、発注者に無償で譲渡する。

その他、著作権に係る事項は、約款第 10 条から第 12 条に規定している。

(7) その他

(1)～(6)の事項に違反したとき又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。